

## 行政処分情報 詳細

被処分者氏名	築町リフォーム 代表 岩下 大亮
処分を決定した日	令和6年3月21日
違反概要	長崎市田上3丁目306番地及び307番地において、廃棄物処理法施行令第6条又は廃棄物処理法施行規則第8条で定められた産業廃棄物の保管基準に違反した状態で、産業廃棄物を保管している。
命令の内容	上記の産業廃棄物を、廃棄物処理法第12条に定められたとおり適正に処理すること。また、処理するまでの間は、廃棄物処理法施行令第6条又は廃棄物処理法施行規則第8条で定められた産業廃棄物の保管基準を守って速やかに保管を行うこと。
処分の根拠法令	廃棄物処理法第19条の3第2号
備考	